

第一種電気工事士免状交付に必要な実務経験について

三重県防災対策部 消防・保安課

(令和2年4月版)

目次

1	はじめに	3
2	この冊子の使い方	3
3	実務経験に算入できる工事と必要年数	4
4	実務経験にならない工事	5
5	実務経験内容の確認	
	A 電気工事会社等に勤務して電気工事を行っている場合	7
	B 自社等の電気工作物の保守管理等を行っている場合	9
6	実務経験期間の通算	11
7	実務経験内容の必須記載事項	11
8	実務経験証明書の証明者	12
9	その他注意事項	13
10	例文	14
11	記載例	
	A 電気工事会社等に勤務して電気工事を行っている場合	16
	B 自社等の電気工作物の保守管理等を行っている場合	17

1 はじめに

第一種電気工事士免状の交付を受けるためには、5年（例外的に3年）以上の電気工事に係る実務経験が必要です。たとえ試験に合格しても、実務経験証明書の審査に通らなければ、免状の交付は受けられません。

この案内書に従い、法令に定められた実務経験の条件を全て満たしているかを確認し、満たしている場合には、例文等を参考にして記載内容に不備のない実務経験証明書を作成して下さい。

なお、第一種電気工事士試験合格については、一生有効ですので、申請まで試験結果通知書を大切に保管して下さい。

2 この冊子の使い方

- (1) 3実務経験に算入できる工事と必要年数（P 4）と4実務経験にならない工事（P 5～6）を確認して下さい。
- (2) 5実務経験内容の確認（P 7～10）のフローに従って、実務経験になるかどうかを確認して下さい。
電気工事会社等に勤務して電気工事を行っている場合は、A（P 7～8）
自社等の自家用電気工作物の保守管理を行っている場合、B（P 9～10）を使用して下さい。
- (3) 6実務経験期間の通算（P 11）を確認して下さい。
- (4) 7実務経験内容の必須記載事項（P 11）を確認して下さい。
- (5) 8実務経験証明書の証明者（P 12）を確認して下さい。
- (6) 9その他注意事項（P 12）を確認して下さい。
- (7) 10例文（P 13～14）、10記載例（P 15～16）を参考に実務経験証明書を作成して下さい。
例文、記載例をそのまま転記することがないように留意して下さい。

3 実務経験に算入できる工事と必要年数

(1) 第一種電気工事士試験合格の場合

- ・実務経験とみなせる工事

- (ア) 電気工作物に該当する電氣的設備を設置し、または変更する工事
自ら施工する当該工事に伴う設計及び検査を含む。

- キュービクル、変圧器等の据付けに伴う土木工事及び電気機器の製造除く。

- (イ) 経済産業大臣が指定する養成機関において、教員として担当する実習

- ・必要な年数

- 5年

- ただし、大学または高等専門学校において、法に定める電気工学に関する課程の単位（電気理論、電気計測、電気機器、電気材料、送配電、製図（配線図を含むものに限る。）及び電気法規）をすべて取得し卒業した場合は、3年でよい。

- その場合は、卒業証明書、単位取得証明書の添付が必要。コース制等により上記の課程に該当する単位が半別できないとき場合には、電験用の単位取得証明書が必要。

(2) 電気主任技術者免状取得者の場合

- ・実務経験とみなせる工事

- (ア) 電気工作物の工事、維持または運用に関する保安の監督

- (イ) 自ら行う電気工作物の工事、維持または運用

- ・必要な年数

- 5年

- ただし、実務経験は、免状交付日以降に限る。

(3) 高圧電気工事技術者試験合格者の場合

- ・実務経験とみなせる工事

- (ア) 電気工作物に該当する電氣的設備を設置し、または変更する工事
自ら施工する当該工事に伴う設計及び検査を含む。

- キュービクル、変圧器等の据付けに伴う土木工事及び電気機器の製造除く。

- (イ) 経済産業大臣が指定する養成機関において、教員として担当する実習

- ・必要な年数

- 3年

- ただし、実務経験は、試験合格通知日以降に限る。

4 実務経験にならない工事

次の工事は実務経験として認められません。

- (1) 軽微な工事（電気工事士法施行令第1条） ※注1参照
- (2) 軽微な作業（電気工事士法施行規則第2条） ※注2参照
- (3) 特殊電気工事（電気工事士法施行規則第2条の2）
 - ア ネオン工事
 - イ 非常用予備発電装置工事
- (4) 電圧5万ボルト以上で使用する架空電線路に係る工事
- (5) 保守通信設備に係る工事
- (6) 法令違反の工事
 - ア 第二種電気工事士免状交付日前に行った一般用電気工事
 - イ 平成2年9月1日以降の、最大電力500kW未満の自家用電気工事
ただし、認定電気工事従事者認定証の交付を受けて行った電線路以外の600V以下の工事を除く。
 - ウ 電気工事業者としての登録又は建設業許可を受けずに行った電気工事業に係る一般用電気工事（電気工事士が、家庭用電気製品の販売に付随する工事については例外があり、使用電圧が200V以上のものを除くテレビや洗濯機用のコンセントを設ける等の局所的な工事で、電気工事士がその作業に従事する場合に限り。）
 - エ 最大電力500kW以上の自家用電気工事のうち、電気主任技術者免状の交付を受けていない者が電気主任技術者の監督を受けずに行った工事
 - オ 第二種または第三種電気主任技術者が、電気事業法施行規則第56条の上限電圧を超えた電気工作物について行った保安の監督及び工事（自らが電気主任技術者に選任されている場合）

※注1 「電気工事士法施行令」

(軽微な工事)

第1条 電気工事士法第2条第3項ただし書の政令で定める軽微な工事は、次のとおりとする。

- 一 電圧 600 ボルト以下で使用する差込み接続器、ねじ込み接続器、ソケット、ローゼットその他の接続器又は電圧 600 ボルト以下で使用するナイフスイッチ、カットアウトスイッチ、スナップスイッチその他の開閉器にコード又はキャブタイヤケーブルを接続する工事
- 二 電圧 600 ボルト以下で使用する電気機器（配線器具を除く。以下同じ。）又は電圧 600 ボルト以下で使用する蓄電池の端子に電線（コード、キャブタイヤケーブル及びケーブルを含む。）をねじ止めする工事
- 三 電圧 600 ボルト以下で使用する電力量計若しくは電流制限器又はヒューズを取り付け、又は取り外す工事
- 四 電鈴、インターホーン、火災感知器、豆電球その他これらに類する施設に使用する小型変圧器（二次電圧が 36 ボルト以下のものに限る。）の二次側の配線工事
- 五 電線を支持する柱、腕木その他これらに類する工作物を設置し、又は変更する工事
- 六 地中電線用の暗渠又は管を設置し、又は変更する工事

※注2 「電気工事士法施行規則」

(軽微な作業)

第2条 法（電気工事士法）第3条第1項の自家用電気工作物の保安上支障がないと認められる作業であつて、通商産業省令で定めるものは次のとおりとする。

- 一 次に掲げる作業以外の作業
 - イ 電線相互を接続する作業
 - ロ がいしに電線を取り付ける作業
 - ハ 電線を直接造営材その他の物件（がいしを除く。）に取り付ける作業
 - ニ 電線管、線樋、ダクトその他これらに類する物に電線を収める作業
 - ホ 配線器具を造営材その他の物件に固定し、又はこれに電線を接続する作業（露出型点滅器又は露出型コンセントを取り替える作業を除く。）
 - ヘ 電線管を曲げ、若しくはねじ切りし、又は電線管相互若しくは電線管とボックスその他の附属品とを接続する作業
 - ト ボックスを造営材その他の物件に取り付ける作業
 - チ 電線、電線管、線樋、ダクトその他これらに類する物が造営材を貫通する部分に防護装置を取り付ける作業
 - リ 金属製の電線管、線樋、ダクトその他これらに類する物又はこれらの附属品を、建造物のメタルラス張り、ワイヤラス張り又は金属板張りの部分に取り付ける作業
 - ヌ 配電盤を造営材に取り付ける作業
 - ル 接地線を自家用電気工作物に取り付け、接地線相互若しくは接地線と接地極とを接続し、又は接地極を地面に埋設する作業
 - ヲ 電圧 600 ボルトを越えて使用する電気機器に電線を接続する作業
- 二 第一種電気工事士が従事する前号イからヲまでに掲げる作業を補助する作業

2 法（電気工事士法）第3条第2項の一般用電気工作物の保安上支障がないと認められる作業であつて、通商産業省令で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 次に掲げる作業以外の作業
 - イ 前項第一号イからヌまで及びヲに掲げる作業
 - ロ 接地線を一般用電気工作物に取り付け、接地線相互若しくは接地線と接地極とを接続し、又は接地極を地面に埋設する作業
- 二 電気工事士が従事する前号イ及びロに掲げる作業を補助する作業

5 実務経験内容の確認

A 電気工事会社等に勤務して電気工事を行っている場合

自家用電気工作物

- Q 1 登録電気工事業者（工事の種類が自家用及び一般用である場合に限る）または通知電気工事業者（いずれもみなし登録電気工事業者を含む）に勤務している。
はい → Q 2へ ○○知事（大臣）登録（届出、通知）第○○号
いいえ → 実務経験とは認められない。
- Q 2 最大電力 500kW 以上の自家用電気工作物の工事に従事した。
はい → Q 3へ
いいえ → Q 4へ
- Q 3 電気主任技術者の指導のもとで自ら工事した。（自分が電気主任技術者の場合を含む）
はい → 工事に従事した期間が実務経験になる。 《例文 1》
いいえ → 実務経験とは認められない。
- Q 4 認定電気工事従事者認定証がある。
はい → Q 5へ ○○年○○月○○日 ○○産業保安監督部第○○号
いいえ → 実務経験とは認められない。
- Q 5 600V 以下の工事（電線路に係るものを除く）を自ら行った。
はい → 交付日以降に従事した工事が実務経験となる。 《例文 2》
いいえ → 実務経験とは認められない。

一般用電気工作物

- Q 1 登録電気工事業者（みなし登録電気工事業者を含む）に勤務している。
はい → Q 2へ ○○知事（大臣）登録（届出）第○○号
いいえ → 実務経験とは認められない。
- Q 2 第二種電気工事士の免状がある。 ○○知事第○○号
はい → 交付日以降に従事した工事が実務経験となる。 《例文 3》
いいえ → 実務経験とは認められない。

電気事業用電気工作物 発電所、変電所、送配電線等の電気工事

Q 1 電気事業者の電気主任技術者の監督のもとで電気事業用電気工事を自ら行った。

は い → Q 2へ

いいえ → 実務経験とは認められない。

Q 2 電圧 50,000V 以上で使用する架空電線路に係る工事のみに従事した。

は い → 実務経験とは認められない。

いいえ → 電圧 50,000V 以上で使用する架空電線路に係る工事以外の工事が実務経験になる。

《例文 4》

※このフローは最近の申請内容を元に作成しています。時期によりこのフロー以外の工事でも実務経験と認められる場合があります。

B 自社等の電気工作物の保守管理等を行っている場合

(ビルメンテナンス会社に雇用されて、委託先の自家用電気工作物の保守管理を行っている場合含む)

自家用電気工作物

- Q 1 電気主任技術者の指導のもとで、最大電力が 500kW 以上の自家用電気工作物の工事を自ら行った。
(自分が電気主任技術者の場合を含む)
はい → 工事に従事した期間が実務経験になる。 《例文 5》
いいえ → Q 2 へ
- Q 2 電気主任技術者の免状がある。
はい → Q 3 へ
いいえ → Q 4 へ
- Q 3 工事、維持、運用の保安の監督をしてきた。
ただし、二種・三種の場合は法定電圧以下に限る。
はい → 交付日以降が実務経験となる。 《例文 6》
いいえ → Q 4 へ
- Q 4 認定電気工事従事者認定証がある。
はい → Q 5 へ ○○年○○月○○日 ○○産業保安監督部第○○号
いいえ → 実務経験とは認められない。
- Q 5 電気主任技術者の指導監督のもとで、600V 以下の工事（電線路に係るものを除く）を自ら行った。
はい → 交付日以降が実務経験となる。 《例文 7》
いいえ → 実務経験とは認められない。

一般用電気工作物

- Q 2 第二種電気工事士の免状がある。 ○○知事第○○号
はい → Q 2 へ
いいえ → 実務経験とは認められない
- Q 2 社宅、会社で保守管理する一般用電気工作物の工事を自ら行った。
はい → 工事に従事した期間が実務経験になる。 《例文 8》
いいえ → 実務経験とは認められない。

電気事業用電気工作物 発電所、変電所、送配電線等の電気工事

Q 1 電気事業者の職員として電気主任技術者の監督のもとで電気事業用電気工事を自ら行った。

は い → Q 2へ

いいえ → 実務経験とは認められない。

Q 2 電圧 50,000V 以上で使用する架空電線路に係る工事のみに従事した。

は い → 実務経験とは認められない。

いいえ → 電圧 50,000V 以上で使用する架空電線路に係る工事以外の工事が実務経験になる。

《例文 9》

※このフローは最近の申請内容を元に作成しています。時期によりこのフロー以外の工事でも実務経験と認められる場合があります

6 実務経験期間の通算

5 実務経験内容の確認で実務経験として算入できる期間を合計してください。

ただし、同一時期に複数の工事に従事していた場合は、重複して算入しないように注意してください。

7 実務経験内容の必須記載事項

次の項目については、必ず記載して下さい。

- (1) 期間
- (2) 電気工作物の種類（一般用／自家用／電気事業用）
- (3) 従事した立場
 (例) 「主任電気工事士のもとで作業者として」
 「電気主任技術者として」
 「電気主任技術者の監督のもとで作業員として」
- (4) 工事内容
 (例) 新設工事、改修工事、屋内配線工事
- (5) 工事件数
- (6) 免状の種類、交付日、合格通知日
 (例) 第三種電気主任技術者免状交付 平成〇〇年〇〇月〇〇日 第〇〇号
 第二種電気工事士免状交付 平成〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇県第〇〇号
 第一種電気工事士試験合格 令和〇〇年〇〇月〇〇日
 認定電気工事従事者交付 平成〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇産業保安監督部第〇〇号
 高圧電気工事技術者試験合格 昭和〇〇年〇〇月〇〇日

8 実務経験証明書の証明者

実務経験の証明者については、経産省の通達により詳細に規定されていることから、以下においては、関係する通達の内容の抜粋を記述することとします。

【電気工事士法の規定により第一種電気工事士免状等の交付を受けるために必要な実務の経験について】（7資公部第409号 平成7年12月1日）

- (1) 申請者が電気工事業者等に現に雇用されている場合又は過去に雇用されていた場合において、当該申請者の雇用主又は雇用主であった者が証明する書類。
- (2) 申請者が電気事業法施行規則第52条第2項に規定する別に告示する要件に該当する者であつて、同項に規定する委託契約の相手方として現に認められている者又は過去において認められていた者である場合において、次に掲げる者のうちいずれかが証明する書類。
 - ① 当該委託契約に係る発電所又は需要設備を設置している者又は設置していた者。
 - ② 当該申請者が会員として加入している公益法人の代表者。
- (3) 次に掲げる者のうちいずれかが証明する書類
 - ① (財)電気工事技術講習センターその他電気に関する工事又は保安に係る事業を行う公益法人の代表者。
 - ② 各都道府県電気工事業工業組合その他これに類する法人格を有する団体の代表者。
 - ③ 2以上の電気工事業者等
- (4) 前記(1)から(3)までに掲げるもののほか、申請者が所要の実務経験を有する者であることを確実に証明する書類。

【電気工事二法に関する質疑応答】（63資公技第1号 昭和63年12月19日）

Q1 実務経験証明書の証明者は、代表者でなければダメなのか？

A1 実務経験の証明者は、雇用主すなわち代表者であるとしているが、営業所長又は支店長等に実務経験の証明行為が委任され、委任状の提出があれば、その者でも差し支えない。

Q2 一人親方の場合又は勤務していた会社が倒産した場合、実務経験の証明は誰が行えばよいのか？

A2 次のいずれかの書類で証明する。

- 1 2以上の電気工事業者等が証明する書類
- 2 電気工事業工業組合等に加入している場合は、組合等が証明する書類
- 3 その他、申請者が実務経験を有することを確実に証明する書類

例：登録簿の謄本（主任電気工事士であった者は、これで3年間の実務経験の証明になる）
電気事業法第26条の帳簿の写し（作業欄に氏名が記載されている帳簿に限る）

Q3 法人が当該法人の代表者の実務経験を証明する場合、その証明は認められるか？

A3 認められる。

9 その他注意事項

- (1) 実務に従事した年数の計算においては、実務に従事した期間を通算して下さい。
- (2) 通常の態様から勘案して、件数（及び従事期間）が著しく少ないと認められる場合は、実務経験として認められない場合があります。
- (3) 一箇所の勤務先の実務経験では5年にならない場合には、二箇所以上の証明書が必要です。その場合は、それぞれ証明印が必要です。
- (4) 証明者が法人の場合は、証明書に代表者印が押印されていることが必要です。
ただし、委任状が提出されている場合には委任された者の印でよい。
- (5) 証明者欄には、当該証明者の電気工事業登録（届出、通知）番号を記載して下さい。
〇〇知事（大臣）登録（届出、通知）第〇〇号

10 例文

例文をそのまま転記することがないように留意して下さい。

例文1

電気主任技術者の指導監督のもとで下記工事において作業員として、最大電力 500kW以上の自家用電気工作物の新設及び改修工事に従事し、主として受電設備の設置、低圧配線工事を行った。

平成〇〇年〇〇月〇〇日～平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇工場〇〇設備新設工事（受電電圧 6600V、契約電力 1200kW）

平成〇〇年〇〇月〇〇日～平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇社〇〇事業所電気設備工事（受電電圧 6600V、契約電力 1500kW）

平成〇〇年〇〇月〇〇日～平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇工場電気設備更新工事（受電電圧 6600V、契約電力 600kW）

第一種電気工事士試験合格 令和〇〇年〇〇月〇〇日

例文2

認定電気工事従事者交付 平成〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇産業保安監督部第〇〇号

左記の期間、自家用電気工作物の低圧電気工事に従事した。工事内容としては、低圧屋内配線の分岐回路の増設、照明器具・コンセントの増設、低圧屋内配線の移設、低圧電動機への配線の取付等に従事した。

実施回数は45件

第一種電気工事士試験合格 令和〇〇年〇〇月〇〇日

例文3

第二種電気工事士免状交付 平成〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇県第〇〇号

左記の期間中、主任電気工事士の監督のもとで、一般用電気工作物の新設、増設、改修工事120件に作業員として従事し、主に引込線の新設、屋内配線工事、配線器具の取付等を行った。

第一種電気工事士試験合格 令和〇〇年〇〇月〇〇日

例文4

左記の期間、電気事業用電気工作物の新設、改修工事に〇〇電力株式会社の電気主任技術者の監督のもとで作業員として従事し、主として高圧、低圧配電線の取付・付替工事や柱上変圧器・保安開閉器の取付・付替工事を行った。工事件数は約100件。

例文5

電気主任技術者の指導監督のもとで作業員として、最大電力 500 kW以上の自社の自家用電気工作物の改修工事に従事し、主として受電設備の設置、低圧配線工事を行った。

(主な工事)

平成〇〇年〇〇月〇〇日～平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇工場〇〇設備改修工事 (受電電圧 6600V、契約電力 1200kW)

平成〇〇年〇〇月〇〇日～平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇工場〇〇設備改修工事 (受電電圧 6600V、契約電力 600kW)

平成〇〇年〇〇月〇〇日～平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇工場〇〇設備改修工事 (受電電圧 6600V、契約電力 1000kW)

第一種電気工事士試験合格 令和〇〇年〇〇月〇〇日

例文6

第三種電気主任技術者免状交付 平成〇〇年〇〇月〇〇日 第〇〇号

左記の期間、電気主任技術者の指導監督のもとで、自社自家用電気工作物 (受電電圧 6600V 契約電力 750 kW) 全般について、保安規定に基づき、工事、維持、運用に関する保安の監督を行うとともに、作業員として、老朽化した受電設備の改修工事、照明器具・点滅器等の付替工事を行った。

例文7

認定電気工事従事者交付 平成〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇産業保安監督部第〇〇号

左記の期間、自社の自家用電気工作物の低圧電気工事に従事した。工事内容としては、低圧屋内配線の分岐回路の増設、照明器具・コンセントの増設、低圧屋内配線の移設、低圧電動機への配線の取付等に従事した。実施回数は45件

第一種電気工事士試験合格 令和〇〇年〇〇月〇〇日

例文8

第二種電気工事士免状交付 平成〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇県第〇〇号

左記の期間、当社所有の寮、社員住宅等の一般用電気工作物の分岐回路の増設、破損したコンセント、点滅器、照明器具等の取替及び増設工事等に従事した。実施回数は約50回。

第一種電気工事士試験合格 令和〇〇年〇〇月〇〇日

例文9

左記の期間、電気事業用電気工作物の新設、改修工事等に当社の電気主任技術者の監督のもとで作業員として従事し、主として高圧、低圧配電線の取付・付替工事や柱上変圧器・保安開閉器の取付・付替工事を行った。工事件数は約80件。

第一種電気工事士試験合格 令和〇〇年〇〇月〇〇日

10 記載例

A 電気工事会社等に勤務して電気工事を行っている場合

実務経験証明書

ふりがな	みえ たろう		生 年 月 日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日
氏 名	三重 太郎			
現 住 所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇町〇〇番地 電話番号〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇			
現在の勤務先 の名称 及び所在地	名称	〇〇電気工事株式会社 電話番号〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇		
	所在地	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇町〇〇番地		
実 務 経 験 の 期 間 及 び 内 容				
所 属 部 署 及 び 役 職 名	期 間	職 務 の 内 容		
工事部第一係	平成5年9月1日 ～平成6年3月31日 平成6年7月1日 ～平成7年3月31日	電気主任技術者の指導監督のもとで下記工事において作業員として、最大電力500kW以上の自家用電気工作物の新設及び改修工事に従事し、主として受電設備の設置、幹線工事を行った。 〇〇工場〇〇電気設備工事 受電電圧6600V、契約電力1200kW 〇〇社〇〇事業所電気設備工事 受電電圧6600V、契約電力1500kW 第二種電気工事士免状交付 平成7年9月15日 三重県第〇〇号		
工事部第二係	平成8年4月1日 ～平成12年3月31日	左記の期間中、主任電気工事士の監督のもとで、一般用電気工作物の新設、増設、改修工事120件に作業員として従事し、主に引込線の新設、屋内配線工事、配線器具の取付等を行った。 第一種電気工事士試験合格 令和2年3月15日		
通算期間	5年4月			
<p>上記のとおり、実務経験を有することを証明します。</p> <p>令和〇〇年〇〇月〇〇日</p> <p>所 在 地 〇〇市〇〇町〇〇番地</p> <p>法 人 名 〇〇電気工事株式会社</p> <p>(法人以外の場合にあっては事業所名)</p> <p>代表者氏名 代表取締役 〇〇 〇〇 (印)</p> <p>(法人以外の場合にあっては任命権者等の氏名)</p> <p style="text-align: right;">〇〇知事登録 第〇〇号</p>				

B 自社等の電気工作物の保守管理等を行っている場合

実務経験証明書

ふりがな	みえ はなこ		生 年 月 日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日
氏 名	三重 花子			
現 住 所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇町〇〇番地 電話番号〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇			
現在の勤務 先の名称 及び所在地	名称	株式会社〇〇電気設備 電話番号〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇		
	所在地	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇町〇〇番地		
実 務 経 験 の 期 間 及 び 内 容				
所 属 部 署 及び役職名	期 間	職 務 の 内 容		
管理部第二係	平成10年4月1日 ～平成13年3月31日	平成7年8月15日 第三種電気主任技術者免状取得(第〇〇号) 左記の期間、株式会社〇〇電気設備と〇〇社との間で結ばれた〇〇場保守業務委託契約に基づき、下記自家用電気工作物の維持、運用に当たった。 (受電電圧6kV 契約電力800kW)		
管理部第一係	平成14年4月1日 ～平成16年3月31日	左記の期間、電気主任技術者として、自社自家用電気工作物(受電電圧6600V 契約電力750kW)全般について、保安規定に基づき、工事、維持、運用に関する保安の監督を行うとともに、作業員として、老朽化した受電設備の改修工事、照明器具・点滅器等の付替工事を行った。		
通算期間	5年0月			
<p>上記のとおり、実務経験を有することを証明します。</p> <p>令和〇〇年〇〇月〇〇日</p> <p>所 在 地 〇〇市〇〇町〇〇番地</p> <p>法 人 名 株式会社〇〇電気設備</p> <p>(法人以外の場合にあっては事業所名)</p> <p>代表者氏名 代表取締役 〇〇 〇〇 (印)</p> <p>(法人以外の場合にあっては任命権者等の氏名)</p>				

～ 電気工事士に関する問い合わせ先 ～

三重県防災対策部

消防・保安課 予防・保安グループ 電気工事士担当

〒514-8570

津市広明町13番地（三重県庁5階）

TEL：059-224-2183

FAX：059-224-3350